

# 証明書交付・閲覧申請書

阿久根市長 殿

令和 年 月 日

・本人の場合はB欄の記入は不要です。・代理人の場合は裏面の委任状が必要です。(同一世帯内の親族は除く)

A 窓口に来られた方	住所			
	フリガナ		生年月日	
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日		
B どなたの証明が必要ですか	住所			
	フリガナ		生年月日	
	氏名	大・昭・平・令 年 月 日		
※ 証明書が必要な方との関係 (該当する番号に○をしてください。)				
1. 親族(配偶者・父・母・子供・祖父母) 2. 行政書士・司法書士・税理士・土地家屋調査士・弁護士				
3. その他 ( )				

・必要な種類にチェック(√)を入れてください

所得 課税 納税 完納 証明	所 得 証 明		年度	件	200円
	所得・課税証明		年度	件	
	納 税 証 明	□市県民税 □国民健康保険税 □固定資産税 □軽自動車税 □法人市民税	年度	件	
		□継続車検用 標識番号(鹿児島 )		件	
	完 納 証 明	年度から 年度まで		件	
固定 資 産	土地家屋名寄帳兼課税台帳(写し)		年度	件	200円
	評 価 証 明	※別紙申請書添付	年度	件	
	公 課 証 明	※別紙申請書添付	年度	件	
	資産証明(無資産証明)		年度	件	
その他の証明	住宅用家屋証明			件	1,300円
	法人営業証明			件	200円
	その他市税等・資産等に関する証明			件	
	納付確認書(確定申告用)			件	無料
	固定資産登録事項証明(確定申告用)	※別紙申請書添付		件	

地籍 関係	図面の写し(字図等)	阿久根市	番	件	1枚につき 200円
	地籍図の写し	阿久根市	番	件	1枚につき 300円
	一筆図の写し (日本測地系・世界測地系)	阿久根市	番	件	1枚につき 300円
	地籍図に関する図根点座標値	阿久根市	番	件	1枚につき 300円
	台帳の閲覧	阿久根市	番	件	1冊につき 200円
	図面の閲覧(字図等)	阿久根市	番	件	1枚につき 200円

本人(代理人)確認	□個人番号カード □運転免許証 □資格確認証 □パスポート □その他( )	領収金額	円
-----------	---------------------------------------	------	---

## 委任状

阿久根市長殿

代理人(窓口にこられる方)

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記を代理人と定め、私の市税に関する証明等の交付申請及び受領を委任します。

令和 年 月 日

本人(本人が死亡の場合は相続人)

現住所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏名  
(法人名) \_\_\_\_\_  
自署の場合、押印は不要です。

本人が死亡の場合は本人の名前、氏名・法人名が変更になった場合は旧氏名・旧法人名をこちらにお書きください。

氏名  
(法人名) \_\_\_\_\_

# 一 般 注 意 事 項

- ①窓口に来られる方は、**本人確認できる書類**などを御持参ください。
  - ②窓口に来られる方が**代理人のときは委任状**(上記以外任意の様式でもかまいません。)及び**代理人本人を確認できる書類**などが必要です。ただし、同居の親族・納税管理人・相続代表者は必要ありません。
  - ③相続人のときは、御本人が亡くなられたこと、及び相続人であることが分かる戸籍謄(抄)本等を提示していただく場合があります。
  - ④氏名や法人名が変更になったときは、変更がわかる戸籍謄(抄)本や商業登記簿の登記事項証明書を提示していただく場合があります。
  - ⑤年の途中で取得された土地・家屋についての証明書を申請されるときは、所有権移転がわかる登記事項証明書又は登記済証(権利証)を提示していただく場合があります。
  - ⑥借地・借家人の方がその該当物件の閲覧や証明を請求される場合は、賃貸借契約書等及び賃借料等の領収証書等が必要です。
  - ⑦法的な管財人、管理人等の方がその該当物件の閲覧や証明を請求される場合は、当該資格を証する書類等が必要です。

# 地籍注意事項

- ①図面の写し(字図等)は、字図、戦災復興図等を交付します。
  - ②地籍図の写しは、申請地を中心A3版の用紙に地番、地目、地積、登記名義人等を描画した図面を交付します。
  - ③一筆図の写しは、申請地の一筆について、座標値を交付します。必要な測地系に○印を付けてください。
  - ④地籍図に関する図根点座標値は、申請の座標値を帳票により交付します。

※③、④の座標値については、次の条件に同意し新品のFD、CD-Rの提出があれば、SIMAデータとして交付可能です。

**データ提供条件**  
※③の座標値については、申請地及びその隣接地のデータのみSIMAデータとして交付します。

※提供を受けた電子データの複製や譲渡は禁じます。また、データ利用業務が終了したら提供データは破棄してください。

- ◎ 閲覧・交付件数が多い場合は、下記に記入をしてください